福井県公安委員会告示第１２５号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第４４条第２項第２号の規定により、福井県福井市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和６年１２月１７日

福井県公安委員会委員長　禿　　了　修

１　合意した者

(1)　京福バス株式会社
(2)　福井県公安委員会
(3)　福井県福井市
(4)　国土交通省中部運輸局
(5)　福井交通株式会社
(6)　光タクシー有限会社

２　旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称

別表「バス停留所一覧表」のとおり

３　２に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

２に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供する自動車とする。

運行事業者	事業形態	事業名
福井交通株式会社	一般乗合旅客 自動車運送事業	清水織田線代替交通

４　２における３に掲げる自動車の停車または駐車が、道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

(1)　「バス停留所一覧表」に記載の停留所を使用している一般乗合旅客自動車と運行時間についての調整
(2)　運行時間内に限った同停留所における停車または駐車

別表

バス停留所一覧表

停留所名称	停留所所在地
清水プラント３	福井市三留町２１－４
風巻	福井市風巻町１８－３
福祉センター前	福井市小羽町５－４
上天下	福井市上天下町１７－２
出村	福井市大森町７０－３
出村第２	福井市大森町７１－１－１１
清水診療所	福井市大森町３７－１１－４
大森	福井市大森町３１－１５